

北播磨総合医療センター企業団職員賞罰審査委員会規程

〔平成25年4月1日〕
〔企業管理規程第4号〕

改正 令和6年3月31日 企業管理規程第6号

(設置)

第1条 職員の賞罰に関し、その公正な運営を図るため、北播磨総合医療センター企業団職員賞罰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、企業長が任命又は委嘱する委員6人以内をもって組織する。

2 委員会に、委員のうちから企業長が指名する委員長及び副委員長1人を置く。

3 委員長は、委員会を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

5 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審査し、その意見を企業長に具申する。

(1) 職員の表彰事案について、当該事案が表彰に値するか否か及びその表彰の方法、程度に関すること。

(2) 職員の懲戒事案について、当該事案が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定に該当するか否か及びその懲戒の方法、程度に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、表彰又は懲戒に関し必要なこと。

(議決)

第4条 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の数で決する。

(関係者の出席等)

第5条 委員長が必要と認めるときは、本人の弁明を徴し、又は関係者の意見を聴くことができる。

2 委員は、自己又はその配偶者及び3親等内の親族に関する事案の会議に出席することはできない。

(調査会の設置)

第6条 委員会は、賞罰審査事案に関し、当該事案の事実関係の確認及び調査並びに分析を行うため、調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、主査及び委員をもって組織し、主査及び委員は、職員のうちから委員長が指名する。
- 3 主査は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を調査会に出席させ、意見を聴くことができる。
- 4 主査は、会務を総括し、調査会を代表する。
- 5 調査会は、必要に応じて主査が招集する。
- 6 主査は、当該事案の事実関係の確認及び調査並びに分析が終了したときは、速やかに委員会にその内容を報告するものとする。
- 7 主査及び委員は、関係者の人権及び個人情報を尊重し、知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、主査が定める。

(委任)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月31日企業管理規程第6号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。